

瀬戸市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導（グループ支援）業務委託仕様書（令和6－7年度）

1 委託業務名

瀬戸市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業保健指導（グループ支援）業務委託

2 目的

糖尿病患者の重症化を予防する取り組みを全国に広げることを目的とし、厚生労働省が日本医師会、日本糖尿病対策推進会議と「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結したことを受け、瀬戸市国民健康保険においても、糖尿病性腎症の重症化による透析治療を遅らせることを目的とした取り組みが求められている。

そういった背景のなか、本業務は、糖尿病性腎症の患者に対し、通院先の医療機関と連携しながら、患者自らの自己管理を促すことでQOLを高め、糖尿病性腎症の重症化を遅らせることを目的とし、糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導（グループ支援）を行うこととする。

3 履行期間

契約確定日から令和7年8月31日まで

4 履行場所

瀬戸市内会場。ただし、集団講話、運動及び個別相談に対応できる場所とする。

瀬戸市内の会場を確保することが困難な場合は、発注者と協議の上、会場を決定する。

5 対象者

瀬戸市国民健康保険特定健康診査受診者のうち(1)から(3)のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 瀬戸市国民健康保険被保険者であり、年齢が40歳以上75歳未満である。
- (2) 糖尿病治療中で腎機能低下が疑われる者で、下記の①及び②に該当し、かかりつけ医が保健指導の実施が望ましいと判断し、対象者本人の同意が得られた者。
 - ①尿アルブミン値が30mg/gCr以上の者
ただし、尿アルブミン値が不明の場合は、尿蛋白値が±以上でも可とする。
 - ②eGFRが30mL/min/1.73m²以上の者
- (3) 医師が必要と認め、本人の同意が得られる。

6 実施方法

(1) 実施体制

原則グループ支援を行う教室型とし、必要に応じ個別相談を取り入れて実施する。実施にあたっては、「瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期計画）」、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省による「糖尿病性腎症重症化予防プログラム(令和6年3月28日改訂)」及び「愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「手引き等」という。）に準ずるものとする。手引き等で規定する専門領域のスタッフが運営する。

(2) 参加負担金

参加者から負担金の徴収はしない。

7 業務内容

発注者が抽出し参加希望があった保健指導対象者への糖尿病性腎症重症化予防保健指導のためのプログラム（以下「プログラム」という。）の作成、実施、及び支援の評価を行う。

(1) 企画

糖尿病性腎症重症化予防保健指導全般の企画やスケジュール等について立案し、発注者に報告する。

(2) 保健指導の実施

ア 糖尿病性腎症重症化予防保健指導参加者の面接の日程調整、参加者の割り振りを行う。会場確保については原則受注者が行う。なお、会場については、市民の利便性について考慮したものとするため、協議の上決定する。

イ 支援実施の日程等については、参加者が参加しやすい曜日・時間帯の実施を考慮するが、発注者と十分な調整をはかり実施する。

ウ 教室型として初回面接・中間評価・最終評価を含む全8回を実施する。グループ支援を実施するものとする。なお、令和6年度に中間評価を含む5回、令和7年度に最終評価を含む3回を実施するものとする。また、支援の内容は次のとおりとする。

(ア) 健診結果から、食事や運動など生活習慣の振り返りができるものとする。

(イ) 生活習慣の問題点に気付き、改善の必要性が理解できるよう説明する。

(ウ) 実施可能で具体的な行動目標が立てられるよう支援する。

(エ) 食事や運動などは取り組み可能なメニューを対象者に合わせて提供する。

(オ) 参加者本人の取り組み状況を把握し、状況に応じて称賛・励ましを行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。

(カ) 次回の支援や評価の約束をする。

(キ) 行動目標に対する取り組みの中間評価を行う。必要に応じて行動目標の見直しを行う。

(ク) 今後も継続して実践できるよう支援し、次年度の健診受診を勧める。

(ケ) 市で実施している保健事業等の社会資源の情報提供を適宜行う。

(コ) 欠席や中断が生じた場合、速やかに連絡をとり、継続支援を行う。

(サ) 主治医が記入した「糖尿病性腎症予防のための保健指導情報提供書」に沿った食事指導・運動指導・服薬指導・血糖管理及びフットケア等を支援内容に取り入れるものとする。必要に応じ、たんぱく制限及びカリウム制限、受診指導（定期的な眼科及び歯科検査の受診）等の指導も行うものとする。

(シ) 対象者の体重・体脂肪・血圧・自己血糖等の自宅で測定できるものと、医療機関にて測定する血糖値（空腹時又は随時）、HbA1c、クレアチニン、eGFR等の値を対象者本人より把握する。

(ス) 各保健指導対象者に対する保健指導の実施状況について、保健指導実施日から1か月以内に指導内容を「糖尿病性腎症保健指導実施報告書（様式3）」を用いて報告することとする。また、栄養調査等の別の記録が発生する場合は、任意の様式にて報告する。市はその報告書等をもって、主治医へ保健指導の実施状況の報告を行う。なお、受注者による主治医への報告方法がある場合は、事前に発注者と協議する。

エ 教室の実施に必要な物品等は受注者にて準備する。指導教材の選定は、事前に発注者と十分に調整する。

オ 個人の目標に対する進捗状況の報告書は紙媒体とし、定期的に提出する。また当該業務委託に係る報告書を支援終了後、すみやかに発注者へ提出する。

(3) プログラムの標準参加者数は16人とする。対象者見込数は下記のとおりである。

対象見込者数：約 200 人

(4) 支援期間

実施プログラム期間は6か月程度とし、毎月最低1回の支援を実施するが、個々の状況に応じて実施回数や支援プログラムを変更することも可能とする。

(5) 評価（調査・測定）

参加者の状況及び支援内容の評価のため、次の調査・測定を実施する。

| 種類 | 内容（項目） | 主なねらい | 実施時期 |
|---------|-----------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 生活状況の把握 | 生活状況の調査 （食事、運動、休養等） | 生活習慣の把握と課題の 明確化 | ・教室開始時 ・教室終了時 等 |
| 食事調査 | 食事状況の調査 | 食事内容（摂取量や栄養 バランス）の把握と課題 の明確化 | ・教室開始時 ・教室終了時 等 |
| 身体測定 | 身体計測 （身長、体重、体脂肪率、 腹囲） | 教室参加中の変化の把握 と分析 | ・教室開始時 ・教室終了時 等 |
| | 問診・血圧測定 | 体調確認 | ・毎回 |

教室終了後、下のアからウのものを発注者へ提出し、支援の評価を行う。

ア 各種評価・分析結果

イ 法定報告用データ

ウ その他発注者が必要と定めたもの

8 個人情報の取り扱い

業務の履行にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日 厚生労働省）の周知徹底を図るとともに、発注者の個人情報の保護管理に万全を期すため、受注者内に個人情報保護管理規程を定めるものとする。

9 事故等への対応

教室中の事故や苦情等が発生した場合は、発注者に速やかに報告し、内容と対応策を記録し提出すること。

10 遵守事項

- (1) 手引き等に準じて業務を行うこと。支援ポイントや参加者の状況等について共通理解を深めるため、必要に応じ連絡会議を開催する。
- (2) 医師・保健師・管理栄養士のいずれかを統括者として配置すること。
- (3) 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、適切に管理すること。

11 その他

- (1) 業務委託料は令和6年度分及び令和7年度分の2回払いとする。
- (2) その他業務等に際し、状況に応じて協議すること。